

「成人健康診査」は健康づくりの第一歩

生活習慣病予防を目的に、法で定めるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に限定した検査項目に市独自の検査項目を追加して、充実した内容で成人健康診査を実施します。成人健康診査は、健康づくりの第一歩です。ぜひ受診しましょう。

- <問い合わせ先>
- 健康診査全般などは
町田市コールセンター ☎724・5656
 - 町田市国民健康保険加入の方、後期高齢者医療加入の方は
保険年金課 ☎724・2130
 - 65歳以上の介護予防健診は
高齢者福祉課 ☎724・2146
 - がん検診・一般健診等健康診査全般は
健康課 ☎725・5178

成人健康診査

18歳～39歳健診 生活保護受給者健診 <健康課>

- <対象の方>
- ・18歳～39歳までの方で学校や事業所健康診査を受ける機会のない方
→希望日に、ご希望の実施医療機関に申し出て受診して下さい(受診券は不要です)。
 - ・40歳以上の生活保護を受けている方
→市から受診券を送ります。

40歳～74歳健診 <保険年金課>

- <対象の方>
- ・40歳～74歳で国民健康保険の被保険者の方
→市から受診券を送ります。

後期高齢者健診 <保険年金課>

- <対象の方>
- ・後期高齢者医療制度の被保険者の方
→市から受診券を送ります。

後期高齢者健診=長寿健診
(市では4月から正式名称を使用しています)

<40歳以上の方には受診券を発送します>

2010(平成22)年度は、5月中旬から受診券を発送します。健康診査では、「受診券」と「保険証」を確認します。受診券に記載してある有効期限内に受診して下さい(下記の「受診券の送付と受診期間」を参照下さい)。

<成人健康診査の項目は>

- ・基本検査 問診票、身体測定(腹囲・身長・体重・BMI)、身体診察、血圧測定、血液検査(脂質・血糖・肝機能検査・腎機能検査)、尿検査(糖・蛋白)
- ・医師の判断による検査 心電図検査、眼底検査、貧血検査、胸部レントゲン

健康診査の結果は、受診した医療機関で担当医師から説明を受けて下さい。

メタボリックシンドローム(*)のリスク(危険)があると判断された方は、保健指導が受けられます

*メタボリックシンドローム……内臓脂肪の蓄積に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上を合わせもった状態のこと。これを放置すると、糖尿病や高血圧症などにかかる危険性が高まります。

保健指導

<保健指導の内容>

生活習慣の改善が必要と判断された方は、個別面談・健康相談が受けられます。健康指導、栄養指導、運動指導の計画を立てて実践していただくよう、保健師や管理栄養士が専門的に支援します。保健指導の一部は、業者委託により実施します。

介護予防健診(生活機能評価)

満65歳以上で次の2つの条件を満たす方は、成人健康診査と一緒に介護予防健診(生活機能評価)を行います。

- ◎町田市介護保険被保険者証をお持ちの方
- ◎介護保険の要介護・要支援の認定を受けていない方

介護予防健診は、日常生活を送るのに必要な運動機能、栄養状態、口腔機能などの状態を確認し、老化のサインを早期発見するための健診です。いつまでも元気でいきいきと暮らすために、弱っている部分を発見する機会としてお役立て下さい。

検査項目

- <受診者全員に行う検査>
- 基本チェックリスト
 - 問診
 - 身体測定(身長・体重・BMI)
 - 血圧測定
 - 理学的検査(視診・打聴診・触診)



- <左の検査結果から、該当する方に実施する検査>
- 心電図
 - 貧血検査
 - 血清アルブミン検査
 - 反復唾液嚥下テスト

- ・上記の検査結果から、医師が総合的に生活機能の判定を行います。
- ・介護予防事業の利用が望ましい方には、高齢者福祉課、地域包括支援センターから介護予防プログラムをご案内します。

一部負担金は500円です

- ・市が実施する「成人健康診査」では、受診する際に窓口での一部負担として、500円をご負担下さい。
- ・世帯員全員が住民税非課税の方及び生活保護受給者の方は無料になります。直接医療機関の窓口にお申し出下さい。

受診できる医療機関は

- ・町田市医師会に加入している、市内の成人健康診査実施医療機関で受診して下さい。実施医療機関の一覧表は、受診券と一緒に送付します。

受診券の送付と受診期間

40歳以上の方の受診券は、下表のとおり送付します。

2010(平成22)年度中に75歳になる方は、保険制度が変わることから、送付の時期と受診期間が表と異なることがあります。

誕生日	受診券送付時期	受診期間
4月～6月生	5月中旬	5月中旬～8月
7月～9月生	7月中旬	7月中旬～10月
10月～12月生	9月中旬	9月中旬～12月
1月～3月生	11月中旬	11月中旬～2011年2月

*受診券に記載した有効期限内に受診して下さい。受診券が届かない方は、保険年金課へお問い合わせ下さい。

健保組合・共済・協会けんぽ・国保組合加入の方

40歳以上の健保組合・共済・協会けんぽ・国保組合など、2010年4月1日現在において国民健康保険・後期高齢者医療制度以外の保険にご加入の方と被扶養者の方は、加入している保険者が健康診査を実施します。詳しくは、加入している健康保険などにお問い合わせ下さい。

加入している健康保険などの健康診査を町田市の実施医療機関で受診すると、法で定める健診項目のほか、市独自の健診項目と、介護予防健診を同時に受けることができます。

*介護予防健診のみでも受けることができます。